

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

2月19日発行

Vol.684

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。



福島県復興公営住宅



令和6年度第6回 入居者募集の募集結果

2月3日から2月12日まで入居者の募集を行った、令和6年度第6回復興公営住宅入居者募集の団地ごとの応募状況についてお知らせします。

■抽選会

日時 2月26日(水) 午前10時から

場所 福島県復興公営住宅入居支援センター
(福島県自治会館7階)

 **20ページをご覧ください。**

目次

●被災自治体News

南相馬市	2
浪江町	9
郡山市	14

●福島県復興公営住宅入居支援センター

・令和6年度第6回 入居者募集の募集結果	20
-------------------------	----

●NEXCO東日本

・ふるさと帰還通行カードの 不正利用者に対する 不正通行認定等について	23
---	----

●三条市News

・東日本大震災 黙祷及び献花	24
----------------	----



南相馬市からのお知らせ

特定疾病療養受療証の交付について

2月12日HP更新

高額な治療を長期間継続して受ける必要がある、厚生労働大臣が指定する特定疾病の方は、申請することで1カ月の自己負担額が1万円または2万円となる「特定疾病療養受療証」が交付されます。

受療証は申請した月の1日からしか適用できませんので、お早めに申請してください。

注意 社会保険や共済などに加入している方は、加入している保険者や勤務先へお問い合わせください。

対象者

市の国民健康保険の被保険者で、厚生労働大臣が指定する3つの特定疾病のいずれかに該当する方

■ 厚生労働大臣が指定する特定疾病

- 人工透析が必要な慢性腎不全
- 先天性血液凝固因子障害(血友病)
- 血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症

限度額

特定疾病療養受療証を提示することで、各医療機関の外来・入院ごとに月1万円の上限となります。

ただし、慢性腎不全で人工透析を要する70歳未満のうち、**区分がア・イの上位所得者** **注釈1**、または所得の申告がお済みでない方は月2万円が上限です。

注釈1 区分ア:所得が901万超
区分イ:所得が600万円を超え 901万円以下

※所得…国民健康保険税(料)の算定の基礎となる「基礎控除後の総所得金額等」

申請に必要なもの

■ 当市の国民健康保険に加入中の被保険者

- 国民健康保険特定疾病認定申請書(医師の証明があるもの)

次ページへ続きます

■ 当市以外の国民健康保険や社会保険などから新たに当市の国民健康保険へ加入する方

- 社会保険などで交付されていた特定疾病療養受療証
- 国民健康保険特定疾病認定申請書

様式がない場合はこちらをお使いください。

▶ 国民健康保険特定疾病認定申請書 [PDF]

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/12/bbcc3a45-0c04-42ae-b2fd-223ffe151cde.pdf>



また、マイナンバーカードの保険証利用登録をしている場合、特定疾病療養受療証を提示しなくてもマイナンバーカードで受診することで上記の限度額の適用を受けることができます。その場合も特定疾病認定のための申請は必要となります。

申請場所

- 南相馬市役所市民課保険年金係 窓口・郵送
- 鹿島区役所市民総合サービス課 窓口
- 小高区役所市民総合サービス課 窓口

注意 申請書を提出後、郵送での交付となります。

有効期限

- 74歳未満の方：毎年7月31日が有効期限となっています。有効期限が近付きましたら、世帯主宛てに新しい特定疾病療養受療証を交付します。
- 74歳の方：7月31日または75歳の誕生日前日が有効期限となっています。

注意 75歳以降も交付が必要な場合は、改めて申請が必要です。本人確認書類と国民健康保険の特定疾病療養受療証を持って上記申請場所へお越しください。

市で行う助成について

▶ 人工透析患者通院交通費補助事業

https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/health/fukushi_kaigo/4/1/4516.html



問い合わせ

市民生活部 市民課 保険年金係

TEL 0244-24-5233

NHK「にっぽん縦断こころ旅」お手紙募集

2月18日HP更新

「にっぽん縦断こころ旅」は、個人のこころの中にある思い出の場所、また心に残っている風景など、その場所にまつわる個人のエピソードを紹介する番組です。

「何げない風景」「思い出の風景」「忘れられない風景」「みんなに伝えたい風景」また、「音の記憶と重なる情景」など目的地となるさまざまな風景やその場所にある皆さまのエピソードを事前に募集いたします。

● 2025春の旅

九州は宮崎をスタート、
そして大分へ。

山口・広島・岡山・兵庫と瀬戸内側を移動し、一気に福島・宮城・岩手と9週間の旅をします。

あなたの「こころの風景」をお手紙にして送ってください！

《応募方法》

- 番組ホームページから
<http://nhk.jp/kokorotabi>
- ファックスで
03-3465-1327
- ハガキ・封書で
〒150-8001 NHK「こころ旅」係

2025 春の旅

スタート! 9 岩手 6/9~ (6/16~) ゴール!

1 宮崎 3/31~ (4/7~) 2 大分 4/7~ (4/14~) 3 山口 4/14~ (4/21~) 4 広島 4/28~ (5/5~) 5 岡山 5/5~ (5/12~) 6 兵庫 5/12~ (5/19~) 7 福島 5/26~ (6/2~) 8 宮城 6/2~ (6/9~)

※BSP4Kでの放送1週間後、BSで各回を放送します。上記(1)で記載の日付は、BSでの放送日程となります。

放送予定
BSP4K 3/31 日~6/13 土
BS 4/7 日~6/20 土

こころ旅 Instagram @nhk_kokorotabi
こころ旅 公式ホームページ <http://nhk.jp/kokorotabi>

応募期限

4月7日(月)必着

応募方法

■ はがき・封書

〒150-8001 「こころ旅」係
(住所不要)

■ ファクス

03-3465-1327

■ 番組HP

▶ 投稿フォーム(NHK)

https://forms.nhk.jp/jfe/form/SV_9BUfRfHEWQF5Cia

「こころの風景」大募集

エピソードをお待ちしています!



次ページへ続きます

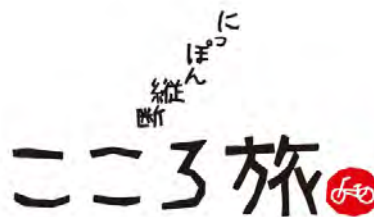
放送予定

●BSP4K

5月26日(月)～5月30日(金)

●NHK BS

6月2日(月)～6月6日(金)



番組・応募に関するお問い合わせ先

NHKふれあいセンター

TEL 0570-066-066 (ナビダイヤル)

050-3786-5000 (ナビダイヤルが使用できない場合)

問い合わせ

総務部 秘書課 広報広聴係

TEL 0244-24-5216



みなみそうまチャンネル

南相馬市



電話でのお問合せ

TEL:0244-26-5663



<http://www.minamisoma.tv/channel/>

今週の番組

番組内容 [2/14～2/21]

毎時 00分～ オープニング＆今週の番組

01分～ 第37回野馬追の里健康マラソン大会 第19回ウオーキング大会

22分～ NextCommonsLab南相馬 Woodland Music Corridor

25分～ 四季百景～鹿島区海岸沿いを往く～

28分～ いきいき80体操 筋力トレーニングSTEP1

35分～ 水道管の冬支度について 南相馬市水道課

40分～ もうひとつの選択肢“ADR”

44分～ 南相馬市議会 令和6年 第5回(12月)定例会 放送日程のお知らせ

47分～ 南相馬見聞録 多珂神社

54分～ minamisoma5.0 産業集積のまち編

57分～ 気をつけろ 横断歩行者妨害

59分～ 2月の休日当番医／リクエストアワー



みゆーまくん

公立双葉准看護学院 令和7年度 3次学生募集

2月18日HP更新

公立双葉准看護学院では、募集人員に達していないため、3次募集を行っています。

募集人員

25人程度

修業年限

2年(全日制)

受験料

1万円

受験資格

中学校卒業以上の者（令和7年3月卒業見込みを含む・年齢不問）

出願期限

3月4日(火)必着
午前9時～午後4時30分(土・日・祝日を除く)

試験日

3月13日(木)

試験科目

筆記試験(国語)、作文、面接

出願先・問い合わせ

公立双葉准看護学院
〒975-0036 南相馬市原町区萱浜字巢掛場45-76

TEL 0244-32-0990

E-mail futajyun-kango@aioros.ocn.ne.jp

▶ 公立双葉准看護学院(公式ホームページ)
<http://www.futaba-koiki.jp/nursing.html>



問い合わせ

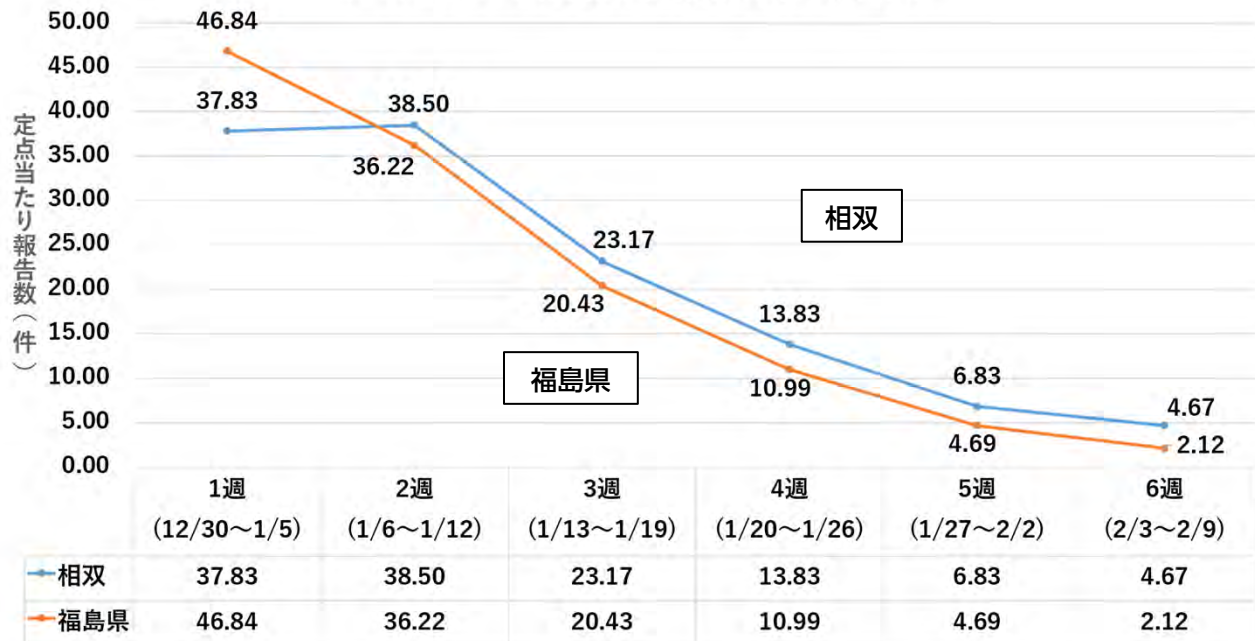
健康福祉部 健康政策課 地域医療推進係

TEL 0244-24-5259

インフルエンザ発生動向

2月13日HP更新

インフルエンザ発生動向（相双地域・福島県）



定点当たりの報告数については以下をご確認ください。

なお、相双保健所管内の市町村は、南相馬市、相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村の12市町村となります。

▶ 福島県感染症発生動向調査報告(福島県ホームページ)

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21910a/kansenshojoho.html>



問い合わせ

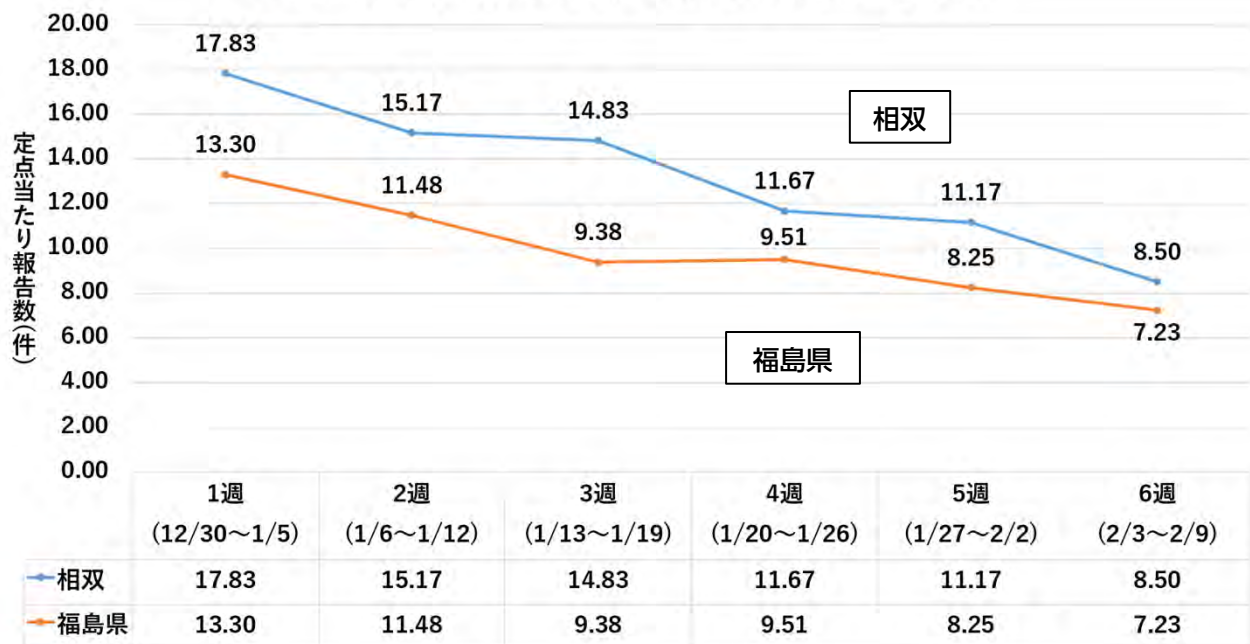
健康福祉部 健康づくり課 健康支援係

TEL 0244-23-3680

新型コロナウイルス感染症の発生動向について

2月13日HP更新

新型コロナウイルス感染症発生動向（相双地域・福島県）



定点当たりの報告数については、下記ホームページでご確認ください。

▶ 新型コロナウイルス感染症の発生動向について(福島県ホームページ)

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045i/covid19-data.html#teiten>



なお、相双保健所管内の市町村は、南相馬市、相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村の12市町村となります。

感染対策のポイント

感染予防を心がけ体調を整えるようにしましょう。

高齢者や基礎疾患のある方が感染した場合は、重症化するおそれがあります。
感染対策として「マスクの着用を含めた咳エチケット」や「手洗い（手指消毒）」、「換気」等が効果的です。



咳エチケット



マスク着用



手洗い



換気

問い合わせ

健康福祉部 健康づくり課 健康支援係

TEL 0244-23-3680



浪江町からのお知らせ

町弁護士による法律相談会を出張所で開催します【福島・いわき・二本松】

2月1日HP更新

町の弁護士が法律問題について、相談を受け付けています。
各出張所にて開催しておりますので、気軽にご参加ください。

開催日時・場所

相談を希望される方は、窓口にお声掛けしてください。

■時間 午後1時～4時

■開催日

月	福島出張所	いわき出張所	二本松出張所
2月	3日(月) 終了	12日(水) 終了 25日(火)	18日(火) 終了
3月	3日(月)	11日(火) 25日(火)	18日(火)

- ※ 予約不要ですが、1組ずつの相談となりますので、お待たせすることがあります。
- ※ 相談弁護士は町の職員であるため、裁判などの代理人になることはできません。
代理が必要な案件の場合は、弁護士会をご紹介しますこととなります。

各出張所の住所および電話番号

	住所	電話番号
福島出張所	〒960-8141 福島市渡利字舟場2-1	024-529-7451
いわき出張所	〒970-8025 いわき市平南白土一丁目5-12	0246-24-0020
二本松出張所	〒964-0875 二本松市槻木253-8	0243-62-0123

問い合わせ

介護福祉課 避難生活支援係

TEL 0240-34-0260

特定帰還居住区域復興再生計画の変更に係る福島県との協議開始について

2月18日HP更新

町では、令和6年8月から特定帰還居住区域の設定に係る帰還意向調査(2回目)を対象町民の方へ実施し、特定帰還居住区域復興再生計画および区域図の変更調整を行ってまいりましたが、この度、変更内容を取りまとめ、福島県との協議に入りましたのでご報告いたします。

今後、福島県との協議が終わり次第、国への変更申請を行ってまいります。

▶ 浪江町特定帰還居住区域復興再生計画改定案[PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/22222.pdf>



第2回帰還意向調査の結果について

- **調査対象** 第1回調査(令和4年度実施)において「帰還意向あり」と回答した世帯を除き、帰還困難区域に平成23年3月11日時点で住民登録されていた方のうち、同区域に土地または建物を所有されている方と、その方と同居されていた親族の方を対象に実施。
- **調査期間** 令和6年8月5日から10月31日(令和7年1月31日まで回答受付を継続)
- **結果概要** 令和7年1月31日時点で「帰還意向あり」と回答した世帯は76世帯であり、第1回調査と合計すると、332世帯が「帰還意向あり」と回答いただいています。

【第2回帰還意向調査結果】

	令和7年1月31日時点	(参考) 第1回調査結果	調査開始以降の回答結果
世帯数(世帯)	496	760	760
回答世帯数	228(46.0%)	444(58.4%)	484(63.7%)
帰還意向あり	76(15.3%)	256(33.7%)	332(43.7%)
帰還意向なし	87	117	87
保留	65	71	65
未回答	268	316	268

- ※ 帰還意向あり: 1人以上が意向ありの世帯
 帰還意向なし: 世帯全員が帰還意向なしの世帯
 保留: 帰還意向あり0人かつ1人以上が保留の世帯など
- ※ 第2回調査の世帯数は、所在不明などにより、第1回調査の「世帯数」から第1回調査の「帰還希望あり」と回答した世帯数を除いた数値と一致しない。
- ※ 第1回調査は、令和4年11月30日から開始、集計時点は令和5年12月5日

問い合わせ

企画財政課 企画調整係

TEL 0240-34-0240

浪江町民の居住状況(令和7年1月31日現在)

【都道府県別】(福島県外)

都道府県	人 数	都道府県	人 数
北海道	54	山梨県	32
青森県	40	長野県	53
岩手県	36	岐阜県	17
宮城県	911	静岡県	63
秋田県	33	愛知県	36
山形県	103	三重県	7
茨城県	920	滋賀県	6
栃木県	445	京都府	31
群馬県	130	大阪府	66
埼玉県	633	兵庫県	21
千葉県	543	奈良県	5
東京都	821	和歌山県	-
神奈川県	404	鳥取県	-
新潟県	266	島根県	6
富山県	15	岡山県	24
石川県	19	広島県	7
福井県	7	山口県	1

【福島県内市町村別】

市町村	人 数	市町村	人 数	市町村	人 数
福島市	2,116	鏡石町	5	三春町	62
会津若松市	170	天栄村	1	小野町	13
郡山市	1,537	南会津町	7	広野町	40
いわき市	2,911	北塩原村	2	檜葉町	25
白河市	242	西会津町	3	富岡町	35
須賀川市	148	磐梯町	3	川内村	7
喜多方市	16	猪苗代町	17	大熊町	10
相馬市	384	会津坂下町	19	浪江町	1,452
二本松市	862	会津美里町	10	葛尾村	5
田村市	63	西郷村	97	新地町	80
南相馬市	1,783	泉崎村	7	飯舘村	2
伊達市	103	中島村	2	県内	1
本宮市	433	矢吹町	38	合計	13,074
桑折町	112	棚倉町	5	(前月 13,098)	
国見町	22	塙町	2	避難者総数	
川俣町	44	石川町	6	18,942	
大玉村	171	古殿町	1	(前月 18,979)	

浪江町HP 令和7年1月「まちの話題」から

二十歳を祝う会

1月11日(土)、「二十歳を祝う会」が秋桜アリーナで開かれ、二十歳を迎える12人の皆さんが出席しました。代表の小野寺祥太さんが「今後の人生を力強く生きていきたい」などと誓いのことばを述べられました。



廃校の9校、ガラス校章になってよみがえる

震災の影響で廃校となった浪江町内9つの小中学校。大切な学校の思い出を未来につなぐため、校章をガラスのモニュメントにし、JR浪江駅周辺整備事業で整備する『憩い広場』に設置することになりました。

ガラスに彫られた校章がベンチに組み込んであり、ベンチはコスモスの形になっているのが特徴です。

廃校となった浪江小学校、幾世橋小学校、請戸小学校、大堀小学校、苅野小学校、津島小学校、浪江中学校、浪江東中学校、津島中学校の9校の記憶が、モニュメントを通して受け継がれていくことが期待されます。



14年ぶり...大堀相馬焼の陶祖祭

2月18日

大堀相馬焼の陶祖・半谷休閑をしのぶ『陶祖祭』が、愛宕神社(大堀地区)で14年ぶりに行われました。

大堀相馬焼協同組合の半谷貞信理事長(半谷窯)など各窯元の皆さんが参加し、陶祖をたたえる石碑に玉串をささげ、大堀相馬焼の復興を祈願しました。

半谷理事長は「震災前は当たり前のようにやっていましたが、今回14年ぶりに陶祖祭ができ、大きな一歩となりました」と話されていました。



新しい社殿になってから2度目の「安波祭」が開催

2月16日、請戸地区の苕野(くさの)神社で、豊漁と海上安全を祈願する伝統行事「安波(あんば)祭」が開催されました。

苕野神社は東日本大震災の津波により社殿が流失しましたが、昨年、氏子や地元住民などにより再建されました。今回は、新しい社殿になってから2度目の「安波祭」となります。

「安波祭」では、浦安の舞や神楽、請戸の田植踊が奉納され、豊漁や豊作を祈りました。



浪江町公式YouTubeチャンネルから

13年ぶり「安波祭」2024

令和7年2月16日公開

※昨年開催された「安波祭」の映像です。

令和6年2月18日、東日本大震災の津波により被災した請戸地区の苕野(くさの)神社が、元住民や氏子の皆さんたちの手によって再建されました。

新しい社殿のお披露目がされた後、13年ぶりに震災前のように社殿の前で「安波祭(あんばまつり)」が開催され、豊漁や豊作、海上での安全を祈りました。

▶ <https://youtu.be/NtRfiaXOTgY>





郡山市からのお知らせ

令和6年度郡山市物価高騰緊急支援給付金(冬期)(3万6千円)について

2月12日HP更新

物価高騰の影響を受ける低所得世帯への支援として、対象となる世帯に「令和6年度郡山市物価高騰緊急支援給付金(冬期)」を支給します。

給付金の支給額

- 対象1世帯あたり：**3万6千円**(内訳 国：3万円 郡山市独自上乗せ：6千円)
- 具体的には、下記の「支給対象となる世帯」を参照ください。
- 対象こども1人あたり：**2万円加算**
※ 対象世帯に属する平成18年4月2日以後に出生したこども

支給対象となる世帯

次の**すべて**を満たす必要があります。

- 住民登録：基準日(令和6年12月13日)時点で郡山市に住民登録がある世帯
- 課税状況：令和6年度**住民税非課税世帯**
- 他の要件：下記の「対象とはならない世帯」に該当しない(1つでも該当する場合は対象とはなりません)。

対象とはならない世帯

以下のいずれか1つでも該当する世帯は、支給の対象とはなりません。

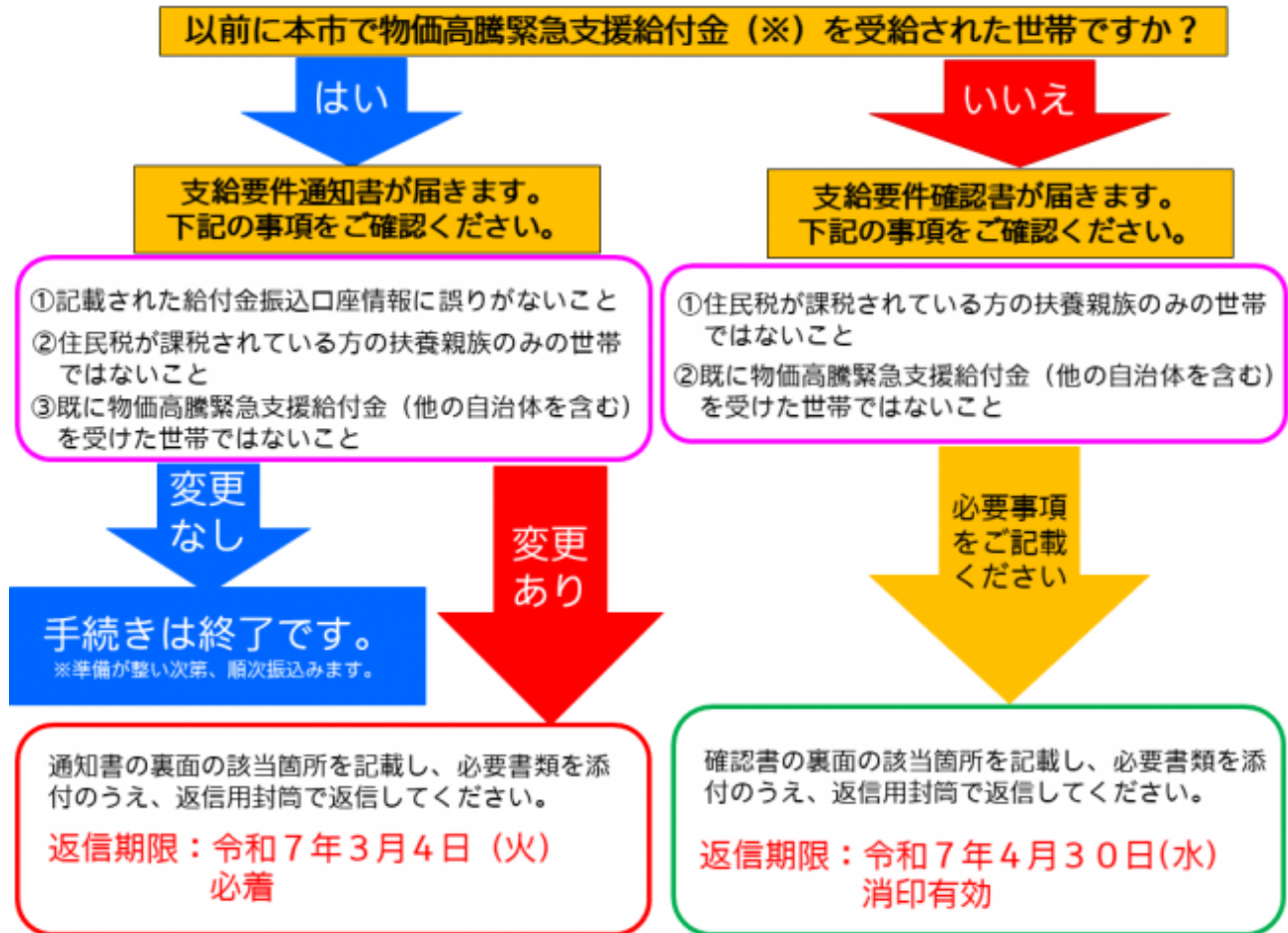
- 既に他の市区町村で本給付金と同様の給付金を受給した世帯または当該世帯の世帯主を含む世帯
- 住民税課税者に扶養されている者のみで構成される世帯
- 租税条約による免除の適用の届出によって住民税均等割が課されていない者を含む世帯
- 令和6年度の住民税未申告者を含む世帯

次ページへ続きます

必要な手続き: 令和6年度住民税非課税世帯

支給までの流れは下図の通りです。

※R4、R5、R6年度に行った物価
高騰緊急支援給付金を指します。



支給日：市が**不備の無い書類**を受領してから**3～4週間後を目安**に支給します。

口座情報の変更・登録は**電子申請**でも可能です。

※ 電子申請方法は17ページをご覧ください。

■ 必要な添付書類

- 本人確認書類：マイナンバーカード（表面）、運転免許証、健康保険証、介護保険証、年金手帳、パスポート等の写しのいずれか1つ
※住民票の写しは不可
- 口座確認書類：金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人（カナ）が確認できる預金通帳またはキャッシュカードの写しのいずれか1つ

次ページへ続きます 

必要な手続き:**令和6年中に新たに転入された方がいる世帯など(通知が届かなかった方)**

各年度の住民税は、1月1日時点で住民登録のある市区町村が課税します(結果として、非課税となる場合も含まれます)。

郡山市に住民登録した日(転入日など)によっては、従前の市区町村で課税となります(例:令和6年1月2日付けで郡山市に転入の場合は令和6年度は他市で課税)。

郡山市に課税情報がない方が含まれる世帯は、支給対象となるか自動判定できないため、支給要件を満たすか否か確認する必要があります。

◆令和6年度の課税情報がない世帯については、相談窓口(郡山市役所本庁舎1階)でご相談、もしくは、コールセンター(電話番号  0120-839-906)へご連絡ください。

※ 相談窓口およびコールセンターは、令和7年2月17日(月)から開設します。

支給対象となることが判明した場合は、**申請書**の該当箇所を確認・記載し、必要書類を添付の上、**期限(令和7年4月30日)までに提出**してください。

支給日:市が**不備の無い書類**を受領してから**3～4週間後を目安**に支給します。

■ 必要な添付書類

- 本人確認書類:マイナンバーカード(表面)、運転免許証、健康保険証、介護保険証、年金手帳、パスポート等の写しのいずれか1つ
※住民票の写しは不可
- 口座確認書類:金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人(カナ)が確認できる預金通帳またはキャッシュカードの写しのいずれか1つ
- 住民税証明書:世帯全員の令和6年度所得・課税証明書、非課税証明書
※課税基準日時点の市区町村で発行されたもの
- 申告内容確認書類:修正申告または期限後申告した場合は、その申告内容が確認できるもの

次ページへ続きます 

必要な手続き:**基準日(令和6年12月13日)以後に出生したこどもがいる世帯**

本給付金を受給後、**基準日(令和6年12月13日)以後に出生したこどもがいる世帯**については、**追加給付の対象**となります。

まずは、**相談窓口(郡山市役所本庁舎1階)**でご相談、もしくは、**コールセンター(電話番号 ☎ 0120-839-906)**へご連絡ください。

※ 相談窓口およびコールセンターは、令和7年2月17日(月曜日)から開設します。

申請書の該当箇所を確認・記載し、必要書類を添付の上、**必ず期限(令和7年4月30日)までに提出**してください。

- **当該こども1人あたり2万円**を追加給付します。
- **期限(令和7年4月30日)までに住民登録**していただき、**申請書を提出**する必要があります。

支給日:市が**不備の無い書類**を受領してから**3～4週間後を目安**に支給します。

■ 必要な添付書類

- 本人確認書類:マイナンバーカード(表面)、運転免許証、健康保険証、介護保険証、年金手帳、パスポート等の写しのいずれか1つ
※住民票の写しは不可
- 口座確認書類:金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人(カナ)が確認できる預金通帳またはキャッシュカードの写しのいずれか1つ
- 住民税証明書:世帯全員の令和6年度所得・課税証明書、非課税証明書
※課税基準日時点の市区町村で発行されたもの
- 申告内容確認書類:修正申告または期限後申告した場合は、その申告内容が確認できるもの

電子申請方法

電子申請は、**支給要件通知書**か**支給要件確認書**の**送付があった方のみ可能**です。

対象者には、支給要件通知書または支給要件確認書を通知いたしますので、その裏面に記載されているQRコード・URLから申請フォームにアクセスしてください。

次ページへ続きます 

●電子申請画面

令和6年度郡山市物価高騰緊急支援給付金(冬期)電子申請方法

ご準備いただくもの

- ▶ 令和6年度郡山市物価高騰緊急支援給付金(冬期)支給要件通知書または確認書
- ▶ 本人確認書類
- ▶ 口座情報がわかる書類

※支給要件通知書及び確認書以外の方は電子申請はできません。
※個人情報につきましては適切に取り扱います。詳細は申請画面にてご確認ください。

①電子申請ログイン

必須 お問合せ番号 例) 1234567890 ※10桁の番号です

必須 給付対象者の生年月日(西暦) 例) 1980年4月1日⇒19800401

ログイン

●お問合せ番号
▶ 令和6年度郡山市物価高騰緊急支援給付金(冬期)支給要件通知書または確認書の右上に記載のある10桁の番号を入力

●給付対象者の生年月日(西暦)
▶ 給付対象者の生年月日(8桁)を入力

②電話番号

※ハイフンなし

必須 電話番号

申請内容等に不備があった場合、お電話にてご連絡致しますので、平日の日中ご連絡がとれる電話番号をご入力ください。

③辞退

私は、令和6年度郡山市物価高騰緊急支援給付金(冬期)の受給について辞退することを、ここに届け出ます。

○辞退
給付金を受け取る方は、チェックを入れずにそのまま **次へ** ボタンを押してください。

④口座情報

※通帳など口座情報がわかる書類を見ながら入力

振込口座

※給付対象者(本人)の口座とします。
※長期滞入出金のない口座は入力しないでください。
※海外の金融機関口座への振込はできません。

必須 口座名義(カナ) 例) コオリヤマ タロウ
例) TARO KORIYAMA

※通帳の表記に合わせてください。
※全角カナまたは全角英字(大文字)で入力してください。

金融機関検索 検索

支店名の一部を入力して検索してください。(例: 郡山)
ゆうちょ銀行は漢数字3文字を入力してください。(例: 〇〇八)

必須 金融機関名

必須 銀行コード(4桁)

必須 支店番号

必須 支店コード(3桁)

必須 口座種別

必須 口座番号(7桁)

※口座番号の先頭に0を加えた7桁で入力ください。
例) 12345 ⇒ 0012345

⑤確認書類

※画像が鮮明なデータをお願いします。不鮮明な場合は、書類の再提出をお願いすることがあります。

確認書類

※確認書類の画像データ(確認書類を撮影した写真データでも可)を登録(アップロード)してください。

必須 ①本人確認書類 給付対象者ご本人が確認できる書類
例(いずれか1つ)
運転免許証・運転経歴証明書、住民基本台帳カード(顔写真付)、マイナンバーカード(表面)、健康保険証(記号番号及び被保険者番号を隠したものを)、障害者手帳・療育手帳、介護保険被保険者証、在留カード・外国人登録証明書、生活保護受給証明書 など

※氏名、生年月日、現住所がわかるようにしてください。
※マイナンバーカードの場合、表面のみ提出してください。個人番号が記載されている裏面は提出不要です。
※健康保険証は、記号・番号をマスキングして撮影してください。
※マイナンバーの「通知カード」は本申請では確認書類として認められません。

参照

必須 ②振込口座が確認できる書類
例(いずれか1つ)
通帳またはキャッシュカード、インターネットバンキング画面のスクリーンショット など

※必ずお名前、金融機関名、支店名(支店コード)、口座番号が確認できる面を提出してください。

参照

確認画面へ

お問い合わせ先

●郡山市物価高騰緊急支援給付金コールセンター

【電話番号】 ☎ 0120-839-906

【開設期間】 令和7年2月17日(月)～4月30日(水)

【受付時間】 午前8時30分～午後5時15分(土・日、祝日を除く。)

●郡山市物価高騰緊急支援給付金相談窓口

【開設場所】 郡山市朝日一丁目23番7号

郡山市役所本庁舎1階正面入口西側(市民ギャラリー内)

【開設期間】 令和7年2月17日(月)～4月30日(水)

【受付時間】 午前8時30分～午後5時15分(土・日、祝日を除く。)

次ページへ続きます 

申請書の入手方法

相談窓口でお渡しします。

また、ダウンロードすることも可能です。

▶ **【チラシ】給付金のご案内【PDF】**

<https://www.city.koriyama.lg.jp/uploaded/attachment/95881.pdf>



▶ **【申請書】住民税非課税世帯用【PDF】**

<https://www.city.koriyama.lg.jp/uploaded/attachment/95394.pdf>



▶ **【申請書】こども加算事由発生用【PDF】**

<https://www.city.koriyama.lg.jp/uploaded/attachment/95396.pdf>



▶ **【申請書記入例】住民税非課税世帯用【PDF】**

<https://www.city.koriyama.lg.jp/uploaded/attachment/95398.pdf>



▶ **【申請書記入例】こども加算事由発生用【PDF】**

<https://www.city.koriyama.lg.jp/uploaded/attachment/95399.pdf>



よくある質問

質問：給付対象世帯の定義は。

回答：住民票上の世帯となります。なお、市から送付する支給要件通知書等は、原則住民票上の世帯主宛てとなります。

質問：この給付金は、差押禁止や非課税の対象となりますか。

回答：「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律」に基づき、差押禁止等および非課税の対象となります。

「振り込め詐欺」や「個人情報情報の搾取」にご注意！

国や自治体の職員をかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署もしくは警察相談専用電話（#9110）へご連絡ください。

問い合わせ

保健福祉部 保健福祉総務課

TEL 024-924-3822



令和6年度第6回 入居者募集の募集結果

2月3日から2月12日まで入居者の募集を行った、令和6年度第6回復興公営住宅入居者募集の団地ごとの応募状況についてお知らせします。

所在地	団地名	対象者	住戸形態	住宅の種類	間取り	募集戸数	第1希望応募数	第2希望応募数
福島市	北信	A	集合住宅	一般住宅	3LDK	1		
	飯坂	A	集合住宅	一般住宅	2LDK	2		
					3LDK	1		
	北中央	A	集合住宅	優先住宅	2LDK	1		
				一般住宅	2LDK	2	1	
	北沢又 (ペット可)	A	2戸1棟(2階建て)	一般住宅	2LDK	3		2
					3LDK	1	2	
二本松市	根柄山 (ペット可)	A B	戸建て(平屋) または 2戸1棟(平屋)	一般住宅	2LDK	3	3	
			2戸1棟(2階建て)	一般住宅	3LDK	4	1	
	石倉	A B C	集合住宅	優先住宅	2LDK	1	1	
				一般住宅	3LDK	9	1	1
					2LDK	8	1	
	若宮	A	集合住宅	一般住宅	3LDK	35	1	1
					2LDK	1		
					3LDK	2		
	表 (ペット可)	A B	集合住宅	優先住宅	2LDK	2		
				優先住宅(車いす)	3LDK	1		
					2LDK	3		
				一般住宅	2LDK	3		
川俣町	壁沢 (ペット可)	A B C	2戸1棟(平屋)	優先住宅	2LDK	1	1	
			2戸1棟(2階建て)	一般住宅	2LDK	9		
					3LDK	14		
郡山市	柴宮	A B	集合住宅 57号棟	優先住宅	2LDK	1		
				一般住宅	3LDK	3	1	
	日和田	A	集合住宅	優先住宅	2LDK	1		
	富田	A	集合住宅 1～3号棟	優先住宅	2LDK	3		1
				一般住宅	3LDK	1	1	
			集合住宅4号棟	優先住宅	3LDK	1	1	1
	八山田	A	集合住宅	優先住宅	2LDK	4		
				一般住宅	3LDK	3	1	1
	東原	A	集合住宅 1・2号棟	一般住宅	3LDK	3	2	1

次ページへ続きます

所在地	団地名	対象者			住戸形態	住宅の種類	間取り	募集戸数	第1希望応募数	第2希望応募数			
郡山市	安積	A	B		集合住宅	優先住宅	3LDK	1		2			
						優先住宅(車いす)	3LDK	1	2				
						一般住宅	2LDK	2					
	3LDK	2	1										
	鶴見坦	A			集合住宅	一般住宅	3LDK	1	1				
三春町	守山駅西(ペット可)	A			2戸1棟(2階建て)	一般住宅	3LDK	3					
	平沢(ペット可)	A	B		戸建て(平屋)	一般住宅	2LDK	4					
田村市	石崎北(ペット可)	A	B		2戸1棟(平屋)	一般住宅	2LDK	2	1				
	石崎南(ペット可)	A	B		2戸1棟(2階建て)	一般住宅	3LDK	1	1				
白河市	南湖南(ペット可)	A	B		2戸1棟(平屋)	一般住宅	2LDK	3	1				
会津若松市	古川町	A	B	C	集合住宅	優先住宅	2LDK	1					
						一般住宅	3LDK	3	1				
	年貢町	A	B	C	集合住宅	優先住宅	2LDK	1					
						一般住宅	3LDK	18		1			
						集合住宅(メゾネット)	優先住宅	3LDK	1				
	白虎(ペット可)	A		戸建て(平屋)	一般住宅		2LDK	1		1			
					戸建て(2階建て)	一般住宅	3LDK	1	1				
	城北(ペット可)	A	B		2戸1棟(平屋)	一般住宅	1LDK	2		1			
						戸建て(平屋)	一般住宅	2LDK	1	1			
						2戸1棟(2階建て)	一般住宅	3LDK	2				
	南相馬市	北原	A	B	C	集合住宅	優先住宅	2LDK	5	1			
								3LDK	9				
優先住宅(車いす)							3LDK	4					
							一般住宅	2LDK	19	1			
3LDK								20					
上町		A	B		集合住宅	優先住宅	2LDK	3					
							3LDK	2					
						優先住宅(車いす)	3LDK	1					
							一般住宅	2LDK	7	1			
						3LDK		18	1				
南町		A	B		集合住宅	優先住宅	3LDK	4					
							優先住宅(車いす)	3LDK	1				
						一般住宅	2LDK	4					
							3LDK	29					
							牛越	A	B	C	集合住宅	優先住宅	3LDK
一般住宅		2LDK	3	2									
		3LDK	47	1	2								
	西町(ペット可)	A		2戸1棟(2階建て)	一般住宅	2LDK						1	1
3LDK						1							1
広野町	下北迫(ペット可)	A	B		2戸1棟(平屋)	一般住宅	2LDK	2	1				
					2戸1棟(2階建て)	一般住宅	3LDK	7		1			

次ページへ続きます 

所在地	団地名	対象者			住戸形態	住宅の種類	間取り	募集戸数	第1希望応募数	第2希望応募数
いわき市	湯長谷	A			集合住宅	優先住宅	2LDK	1		
						一般住宅	3LDK	1		
	下神白	A	B		集合住宅	一般住宅	2LDK	7	1	3
							3LDK	15	5	
	家ノ前 (ペット可)	A			戸建て(2階建て)	一般住宅	3LDK	2		
	宮沢	A			集合住宅	優先住宅	2LDK	1		
						一般住宅	2LDK	1		
							3LDK	1		
	関船	A			集合住宅	一般住宅	2LDK	1		
							3LDK	1		
	高萩 (ペット可)	A	B	C	2戸1棟(平屋)	一般住宅	2LDK	3	1	1
					戸建て(2階建て) または 2戸1棟(2階建て)	一般住宅	3LDK	14	2	2
	四ツ倉	A	B		集合住宅	一般住宅	3LDK	13	3	
	下矢田	A			集合住宅	優先住宅	2LDK	2		
						一般住宅	2LDK	1	1	
	中原 (ペット可)	A			集合住宅 1～3号棟	優先住宅	2LDK	2		
						一般住宅	3LDK	2		
							2LDK	2	2	
	中原	A			集合住宅 4～7号棟	優先住宅	2LDK	2		
						3LDK	4			
	勿来酒井	A			集合住宅 2～4号棟	優先住宅	2LDK	1		
						一般住宅	2LDK	3		
					3LDK		1			
					集合住宅 (木造長屋) 5・6号棟	優先住宅	2LDK	2		
	北好間 (ペット可)	A			集合住宅 1～3・5・6号棟	優先住宅(車いす)	3LDK	1		
						一般住宅	3LDK	2	1	
	北好間	A			集合住宅 4・7～16号棟	一般住宅	2LDK	2		
							3LDK	9		
	泉本谷	A			集合住宅	優先住宅	2LDK	6		
							3LDK	5		
						一般住宅	2LDK	1		
							3LDK	2		
	磐崎	A			集合住宅	優先住宅	2LDK	1		
							3LDK	1		
						優先住宅(車いす)	3LDK	1		
							一般住宅	3LDK	1	1
平赤井	A			集合住宅	優先住宅	3LDK	3			
					一般住宅	2LDK	1			
計							516	54	23	

■抽選会

日時 2月26日(水) 午前10時から

場所 福島県復興公営住宅入居支援センター
(福島県自治会館7階)

お問い合わせ

福島県復興公営住宅入居支援センター

専用ダイヤル ☎024-522-3320

受付時間 8:30～17:15 (土日、祝日を除く)

〒960-8043 福島県福島市中町8-2 福島県自治会館7階



ふるさと帰還通行カードの不正利用者に対する 不正通行認定等について

～NEXCO東日本は今後も不正通行には毅然と対応します～

令和7年2月13日
東日本高速道路株式会社
東北支社

東北自動車道などで、原発事故による警戒区域等から避難されている方に対する高速道路の無料措置を受けるために必要な「ふるさと帰還通行カード」を悪用し、本来支払うべき通行料金を不正に免れた事案が発生しました。

本事案は、ふるさと帰還通行カードの貸借により、本来、無料措置を受けることができない者が、カード利用者本人になりすまし、本来支払うべき通行料金を免れる不正利用を繰り返し行っていたものです。

当社は、ふるさと帰還通行カードを第三者に貸与したカード利用者に対し、ふるさと帰還通行カード利用約款第16条第1項第二号に基づき、カードの利用停止及び利用者資格の取消を行うとともに、当該カードを借り受けてカード利用者本人になりすまし、本来支払うべき通行料金を免れていた者を不正通行者と認定し、当該不正通行者に対しては、不法に免れた通行料金に加え割増金(免れた通行料金の2倍に相当する額)を請求いたしました。

当社では、これまでも有料道路事業に対するお客さまの信頼を損ねることがないように、『不正通行は許さない』という強い姿勢で取り組んでまいりました。

今後も不正通行に対して毅然とした態度で臨むとともに、不正通行対策に取り組んでまいります。

ふるさと帰還通行カード利用約款＜抜粋＞

(カード利用目的)

第3条 カードの利用目的は、告示第八号に基づき、生活の再建に向けた一時帰宅等のための移動に限るものとします。

(利用者資格の取消)

第16条 会社は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者に通知することなく、カード利用を停止し、利用者の資格を取り消すことができるものとします。

二 第3条の利用目的に適合しない走行のほか、本約款に違反したと認められるとき。

東日本大震災 黙とう及び献花

東日本大震災から14年を迎える3月11日(火)に、亡くなられた方々の鎮魂と、被災地の復興を願い、地震発生時刻の午後2時46分に合わせて黙とうを捧げ、献花を行います。

- ・献花式に参列希望の方は、開始時刻の午後2時45分までに会場にお越しください。
- ・献花用のお花は会場にてご用意いたします。

- と き **3月11日(火)** 午後2時45分～3時
- ところ **総合福祉センター** 1階ロビー
- 主 催 三条市
- 参加予定者 市内の避難者、三条市民ほか

※終了後も、当日は総合福祉センター開館時間内でどなたでも献花を行っていただけます。

- ・総合福祉センター開館時間：午前9時～午後10時



避難先住所等の届け出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム(避難者名簿)に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。

- ・転居したので住所が変わった(変わる予定である)
- ・家族構成が変わった
(子が進学などで転出、帰還した家族がいる など)
- ・避難生活が終了した(避難の意思を有しなくなった)

連絡先 **三条市 福祉課 福祉・公営住宅係**
TEL 0256-34-5405

三条市に避難している世帯数と人数(2025.2.19現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	13	32
原町区	3	3
南相馬市 計	16	35
浪江町	3	10
双葉町	1	1
郡山市	3	7
合 計	23	53

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511